（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部改正）

第四条　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号（第十二条関係）

（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）

家畜防疫官証票

家畜伝染病予防法（抄）

第四十一条　家畜防疫官は、輸入される指定禁止物等又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

（立入検査等）

第五十一条　（略）

２　家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。

３　（略）

４　第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物については、当該集取をされた物に監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として当該集取の際家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物（次項において「集取をされた物等」という。）の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。

５　家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物（集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。）が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。

６～９　（略）

（裏面）

交付番号　第　　号

交付　年　月　日

家畜防疫官証票

官職

氏名

生年月日

写真

犬等の輸出入検疫規則（抄）

第八条　家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内（搭載航空機内を含む。次項において同じ。）で、検疫を行うことができる。

２　家畜防疫官は、輸入される犬等の検疫のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等（輸入されるものを除く。）又は外国から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抄）

第六条　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抄）

家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定により、輸入される指定動物又は輸入されるその他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。